

令和4年度 愛媛県認知症介護基礎研修 開催要項

1 目的

介護保険施設・事業所等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という）に従事する介護職員等に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得するための研修を実施することにより、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることを目的とします。

2 実施主体

公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部（愛媛県認知症介護実践研修実施機関）

3 受講対象者

以下の要件（1）（2）をともに満たす者

- （1）愛媛県内に所在地のある介護保険施設、居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所等に従事する 介護職員等
- （2）介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者^{※1}

※1 令和3年度介護報酬改定により、無資格者に対する本研修の受講が義務づけられています。当該義務づけの適用にあたり、既存の職員は令和6年3月31日まで経過措置があります。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した職員は採用後1年間の猶予期間が設けられています（この場合にも令和6年3月31日までの経過措置が適用されます）。

4 受講受付期間

令和4年度分の受付は、令和4年8月1日から令和5年2月10日までです。

（受講期限は令和5年2月28日です。）

5 受講料

3,000 円（税込）（1人あたり）

（受講者登録から90日以内に受講料の振込みがない場合はキャンセルとみなします。）

6 研修の方法

- (1) 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センターが管理するeラーニングシステムを使用します。
- (2) 「eラーニング」とは、インターネット上に掲載された講義動画や確認テスト等の学習コンテンツを受講者が視聴等して学習する仕組みです。パソコン、タブレット端末、スマートフォンで24時間いつでも受講可能です。
- (3) 受講にあたり以下の条件を全て満たしている必要があります。
 - ア 必要環境：HTML5 対応ブラウザ及び Javascript が有効になっていること
 - イ 対応端末：上記環境を満たしたパソコン・各種タブレット端末・スマートフォン
 - ウ 対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari (いずれも最新版)

7 受講申込の流れ

(1) 「事業所登録」と「事業所コード」の発行【事業所の責任者がおこなうこと】

(1)の手続きは、受講者本人ではなく、事業所の責任者が行います（受講者が行うことはできません）。以下の手順に沿って「事業所登録」と「事業所コード」の発行を行ってください。

【事業所コードの発行手順】

- ア 専用サイトトップページ (<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>) へアクセスし、ホームページ下部にある「**事業所登録フォーム**」をクリックしてください。
- イ 必要事項を入力して「**確認画面へ進む**」をクリックしてください。自治体名は「**愛媛県**」を選択してください。その他、介護保険事業所番号や事業所の代表メールアドレス等を入力していきます。
- ウ 入力完了後、システム上で承認がされると、上記で登録した**メールアドレスに「事業所コード」が届きます**（発行に数日かかる場合があります）。
- エ 発行された「事業所コード」は、当該事業所の**受講希望者へ配布・通知**してください。

オ 事業所コードの発行は最初のみ必要です（受講申込の都度発行するものではありません）。

(2) 受講者がインターネットで申込手続きに入る前に（下記（3）以降の手続きを行う前に）、受講料のお振込みをしてください。※2※3

※2 口座番号や振込の方法など、お振込みに関する詳細は「受講料お振込のご案内・eラーニング送金詳細書」をご参照ください。

※3 お振込みが確認できないと、ログインするために必要なIDは発行されません。

(3) 「**受講のお申込み**」の手続き【**受講希望者本人がおこなうこと**】

ア 受講料のお振込みが完了しているか、まず確認してください。

イ 受講希望者は「事業所コード」を事業所の責任者等から受け取ってください。

ウ <https://dcnet.marutto.biz/e-learning/> にアクセスし「**受講申込はこちら**」をクリックします。

エ 「**メールアドレスの仮登録**」※4を行い、「**確認メール送信**」をクリックします。※5

※4 必ずご自身のみが利用するメールアドレスを登録してください。1つのメールアドレスで複数人を登録することはできません。法人の代表メールアドレスとの重複登録も不可です。

※5 「受講申込はこちら」の右上から「操作マニュアル（認知症介護基礎研修受講者用）」がダウンロードできますのでご活用ください。

(4) 「**個人情報登録**」の手続き【**受講希望者本人がおこなうこと**】

上記（2）で登録したメールアドレスにメールが届きます。その中のURLにアクセスし、名前や生年月日、パスワード（ご自身で決め、ご自身で保管・管理してください）、「事業所コード」などを入力・設定します。

- (5) (4)の後、介護労働安定センターが受講料のお振込みを確認し承認を行うと、件名が「【認知症介護基礎研修eラーニング】受講許可のお知らせ^{※6} および 受講料お支払いのお願い^{※7}」というメールが届きます。このメールの中には、ログインするために必要なIDが記載されています。^{※8}

※6 このメールの件名は「…eラーニング】受講許可のお知らせ…」となっていますが、まだこの段階では受講できません（仙台センターのシステム上から自動送信されるメールのためこのような件名となっています）。実際には（6）以降で受講可能となります。

※7 このメールの件名は「…eラーニング】…受講料お支払いのお願い」となっていますが、仙台センターのシステム上から自動送信されるメールのためこのような件名となっています。実際にはこのメールが届いた時点で、受講料のお振込みは確認できております。再度、お振込みされないようご注意ください。

※8 ID発行後に受講料の返金はできません（ID発行前の受講料の返金は可能ですが、その際は返金するための振込によって生じる振込手数料を差し引いた金額を返金します）。

- (6) 介護労働安定センターが受講料のお振込みを確認し承認を行うと、件名が「【認知症介護基礎研修eラーニング】受講許可のお知らせ」というメールが届きます（実際に受講開始ができるのはこのメールの受信後です）。

- (7) <https://dcnet.marutto.biz/e-learning/> へアクセス。(5)のID等を使いログインし「Mypage」に進み「研修をはじめる」をクリックすると受講スタートです。

- (8) (6)のメールが届くと受講できる状態になりますので、受講してください。特に、受講受付の締切日（令和5年2月10日）、ないしその近くで申し込んだ方については受講期限（令和5年2月28日）までに受講してください。

8 修了証書について

- (1) 全てのコンテンツを視聴し、全ての確認テストを終了し、介護労働安定センターの確認作業（承認作業）が終了後、システム上から修了証書を発行できます。
- (2) 修了証書はPDFファイルです。パソコン等に保存し印刷も可能です。
- (3) 研修修了直後でなくても修了証書の発行はできます。後日修了証書が必要になった場合は再度ログインし、修了証書の発行画面へ進んでください（表示・保存するための有効期限のようなものは現状特段ありません）。

9 その他

- (1) 申込みから修了証書の発行・受領に至るまで、介護労働安定センター、仙台センターの指示に従い手続き等を行ってください。
- (2) 替え玉受験をはじめとした不正行為があった場合、その後当該施設・事業所からの申込は一切受けません。
- (3) IDとパスワードが分からなくなった場合は、トップページ
(<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>) から、「ID・パスを忘れたかたはこちら」へアクセスしお手続きをしてください（介護労働安定センターでお調べしたり再発行したりすることはできません）。

10 本研修に関するお問合せ先

公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部

担当： 藤井、岡田、山藤

〒790-0001

松山市一番町1丁目14番10号 井手ビル4F

TEL 089-921-1461 / FAX 089-921-1477

Eメール：ehime@kaigo-center.or.jp